

水辺の生物多様性保全—環境省の取り組み

環境省 東北地方環境事務所 野生生物課
青山 夕貴子・村田 野人

1. 水辺の生物多様性保全の視点からの外来生物法の改正と関連する取組

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という）は、2022年5月に2回目の改正がなされ、2023年4月に改正法が全面施行されました。改正ポイントの一つが、アメリカザリガニやアカミミガメの対策のための法整備です。アメリカザリガニやアカミミガメは水辺の生物多様性への影響が大きいことから、外来生物法による規制が長年検討されてきましたが、一方でペットとして非常に一般的であり、飼育も規制対象となる特定外来生物に指定することで、逆に野外への大量遺棄が発生するリスクが強く懸念されていました。この課題解決のため、2022年改正により、政令で指定する特定外来生物について一部の規制を適用しない「条件付特定外来生物」という仕組みを新たに設けました。これにより、アメリカザリガニやアカミミガメを政令で「条件付特定外来生物」に指定することで、当分の間、一般家庭での飼育等は規制せず、大量遺棄のリスク低減を図りながら、販売や頒布を目的とした飼育、野外への放出等については、ほかの特定外来生物と同様に規制対象としました。

また地方公共団体等の各主体による防除を円滑化するため、2022年改正で各主体の責務を明確化した責務規定が創設され、こうした改正を背景として地方公共団体に対する交付金制度等の国による支援が拡充されました。2024年度には「外来種被害防止行動計画」が改定され、「生態系被害防止外来種リスト」の見直しが現在も進められているところです。こうした法整備や支援メニューの拡充、計画やリストの見直しにより、侵略的外来種のさらなる拡大を防ぎ、各主体による対策を後押ししています。

2. 東北地方環境事務所の水辺の生物多様性保全事業

東北地方環境事務所では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という）において、国内希少野生動植物種に指定されているマルコガタノゲンゴロウの保全を主な目的として、2024年度よりウシガエルとアメリカザリガニの対策を実施しています。ウシガエルの効果的な防除手法の検討やアメリカザリガニの防除における希少種混獲対策等を進めています。

3. 自然共生サイトの法制化と最新の登録状況

健全な生態系の回復、生態系の豊かな恵みを取り戻す新たな世界目標「30by30」。日本では、2030年までに陸と海の30%以上を保全する、という生物多様性国家戦略に定める目標達成に向けて様々な施策が行われています。

目標の達成に向けて、注目されているのが、OECM(Other Effective area-based Conservation Measures) という枠組みです。OECMとは、鳥獣保護区や自然公園などの保護地域以外で生物多様性に資する地域のことです。OECMの1つとして、環境省では2023年度から「自然共生サイト」の認定を開始し、2025年4月1日からは法律として、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(以下、「地域生物多様性増進法」という)が施行されました。

地域生物多様性増進法と関連施策、東北地方の自然共生サイトの認定状況等について報告します。

4. 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律の改正(ゼニタナゴとシナイモツゴの国内希少野生動植物種指定)

種の保存法に基づき、2025年2月にゼニタナゴが特定第一種国内希少野生動植物種、シナイモツゴが特定第二種国内希少野生動植物種に指定されました。報告では、種の保存法の概要、特に特定第一種国内希少野生動植物種、特定第二種国内希少野生動植物種の制度を中心に、制度の狙い、指定状況、基本的な許可手続き等について、説明いたします。